

## 法令適用事前確認手続照会書

令和6年7月24日

出入国在留管理庁参事官室長 殿

照会者名 行政書士法人第一綜合事務所  
社員行政書士 渡邊 直斗

住所

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容(下記6において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。)が公表されることに同意します。

記

### 1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法第19条第2項

出入国管理及び難民認定法第20条第3項

### 2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

(※ 照会者自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実を示して下さい。必要ならば資料を添付してもかまいません。)

本邦において「留学」の在留資格を付与されている外国人が、フリーランスとして、タトゥーアーティスト兼イラストレーターとしての活動に従事することを希望しています(本国において同活動内容に係る活動実績があるものの、受賞歴は無い事案。)。その実現のために、本邦の教育機関在籍中においては、在留資格「芸術」にかかる資格外活動許可申請(いわゆる個別許可)を取得し、その後、教育機関卒業後においては、「芸術」への在留資格変更許可申請を予定しています。

### 3 上記1の法令(条項)の適用に対する照会者の見解及びその根拠

#### (1) 見解

資格外活動許可申請(いわゆる個別許可)及び在留資格変更許可申請においては、従事しようとする活動が法別表の在留資格の下欄に掲げる活動(資格外活動許可申請においては「特定技能」及び「技能実習」を除く。)に該当することが求められるところ、「タトゥーアーティスト兼イラストレーター」としての活動は、法別表第一の一在留資格「芸術」の下欄に掲げる活動(収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動(二の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。))に該当するものと思料します。

## (2) 根拠

### ① 在留資格「芸術」で想定される活動

審査要領では、「芸術」の在留資格に該当する活動を「芸術家」「指導者」の2つに分類し、「芸術家」の分類においては、その活動を「創作活動を行う作曲家、作詞家、画家、彫刻家、工芸家、著述家、写真家等の芸術家」と規定しています。また、審査の留意事項として「展覧会への入選等芸術家又は芸術上の活動の指導者等として相当程度の業績があり、芸術活動に従事することにより本邦で安定した生活を営むことができるものと認められることが必要である。」と記載されています。

ここでいう「作曲家、作詞家…(以下略)」の職種名は例示に過ぎず、「展覧会への入選」もまた、将来的に本邦において芸術活動によって安定した生活が営めると予見させる実績の例示に過ぎないと考えます。つまり、行おうとする活動が「創作活動を行う芸術家」としての活動であり、その芸術活動により安定した生活が営めると予見できる事実(過去に本国で同職種にて生計を営んでいたという事実等)が立証できれば、在留資格該当性を有するとご判断頂けるものと思料します。

### ② 最高裁決定における、タトゥーの「芸術性」の肯定

医師でない彫り師によるタトゥー施術行為が、医師法17条にいう「医業」の内容となる医行為に当たるかという点が争われた「医師法違反被告事件(最高裁判所第二小法廷令、和2年9月16日決定、平成30年(あ)第1790号、刑集第74巻6号581頁)」において、最高裁判所は以下のように判示しています。

「タトゥー施術行為は、装飾的ないし象徴的な要素や美術的な意義がある社会的な風俗として受け止められてきたもの」

「タトゥー施術行為は、医学とは異質の美術等に関する知識及び技能を要する行為」

このように、我が国の最高裁判所においても、タトゥー自体の芸術性、あるいはタトゥーアイストの芸術家としての一面が判示されたことは明らかです。

なお、当該裁判においては、その目的から、焦点が「施術行為(針を取り付けた施術用具を用いて皮膚に色素を注入する行為)」のみにあてられていましたが、実際のタトゥー施術までには、オリジナルデザインの創作が含まれます。そしてタトゥー施術よりも、この創作活動に多くの時間を費やし、それを作品として人体に施す(施術)という一連の流れを汲みます。これは、彫刻家がどのような彫刻作品を制作するかを思案し、スケッチブックに案を書き起こして、実際に彫刻技術を用いて作品を制作する、という一連の過程に類似しています。

これらのことから、タトゥーアイストの活動が画家や彫刻家と同様に「創作活動を行う芸術家」として評価され得ると考えた次第です。

### ③ 最高裁決定における、違法性の排斥(医師法違反でないこと)

在留資格該当性があると認められるためには、当然、その活動自体が合法であることも求められると解されます。これまで、あまねくタトゥーアイストとしての活動については、上述のとおり最高裁決定が出るまでは、タトゥー施術行為が医師法違反になり得るとの疑義が払しょくされていませんでした。しかし、我が国の司法府の最高機関により、タトゥー施術行為が医行為にあたら

ず、医師法違反にならないことが明らかになりました。

#### ④在留資格「芸術」の創設意図

最後に、審査要領では、「芸術」の在留資格について、その創設目的を次の通り説明しています。「「芸術」の在留資格は、芸術分野の国際交流を推進し、我が国における同分野の向上発展のため、音楽家、文学者等を受け入れるために設けられたものである。」としています。

タトゥーを身体に施すことは、古来より我が国の習俗として行われてきたことでありながらも、これを反道徳的な自傷行為と考える人も依然多く、同時に、一部の反社会的勢力が自らの存在を誇示するための手段としてタトゥーを利用してきたことも事実です。このことから日本国内では、タトゥーに対するバイアスが社会全体として存在することは否定できません。

他方で、アダルト漫画を描く漫画家のように、公序良俗を害するとの偏見を持たれ易く、また、上記在留資格「芸術」創設の趣旨に適っていないと考えられる活動を行う外国人にも、「芸術」の在留資格が付与されている事案も承知しております。

諸外国では、タトゥーを題材とした展示会('Tatoueurs, Tatoués' 10か国12都市で通算1913日間開催)やコンテスト('SAIGON INTERNATIONAL TATTOO EXPO 2024', 2024年3月14日~16日, Riverside Palace)が行われる等、その芸術性を認め許容する価値観が日本より進んでいます。これらのことを見ると、タトゥーアイストを本邦に受け入れることは、芸術分野の国際交流推進、我が国における同分野の向上発展に寄与するという目的に適っていると考えられます。

上記記載の事実により、本邦においてタトゥーアイスト兼イラストレーターとして従事する活動は、「芸術」の在留資格該当性を有し得ると考え、今般の照会に至った次第です。

#### 4 公表の延期の希望(※ 本項については、希望がない場合は記載する必要はありません。)

- (1) 理由
- (2) 公表可能時期

#### 5 口頭による回答の可否(※口頭の場合、書面による場合より迅速な回答が可能です。)

可 /  否

#### 6 照会者名の公表を 希望します / 希望しません

#### 7 連絡先

- (1) 〒 [REDACTED]
- (2) [REDACTED]
- (3) 渡邊 直斗
- (4) (TEL) [REDACTED] / (FAX) [REDACTED]
- (5) [REDACTED]